

平成 29 年 10 月 30 日

柳川市との「移住定住連携協力に関する協定書」締結について

当社の子会社である西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、本日、「柳川市との『移住定住連携協力に関する協定書』締結について」を公表しましたので、お知らせします。

詳細は、別紙をご参照ください。

以 上

平成 29 年 10 月 30 日

柳川市との「移住定住連携協力に関する協定書」締結について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、柳川市と連携し、同市の地方創生にかかる戦略を推進するため、このたび、同市と「移住定住連携協力に関する協定書」を締結しました。

今後も地域金融機関として、西日本フィナンシャルホールディングスのグループ総合力を結集し、柳川市の活性化に努め、地方創生に取り組んでまいります。

記

1. 協定締結について

（1）締結の目的

柳川市との連携により、同市の移住定住希望者に対する支援を行い、地域の振興に寄与することを目的とします。

（2）連携協力の主な内容

- ① 住宅取得に関すること
- ② 住宅のリフォーム等に関すること

2. ローンの金利優遇について

（1）住宅ローン

- ①対象商品 : 「NCB 建築名人」、「NCB ガン保障特約付住宅ローン」、「NCB 全国保証住まいるいちばん」、「NCB 定期借地権付住宅ローン」、「NCB 住宅ローン キレイの住まい」
- ②金利優遇 : 全期間適用金利を 0.1% 引下げします。
※ただし、エコ住宅に対する割引など、他の金利割引との重複はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ③適用条件 : 購入対象物件が柳川市内にあることが条件となります。
- ④取扱開始日 : 平成 29 年 11 月 1 日（水）住宅ローン対象商品お申込受付分より

（2）リフォームローン

- ①対象商品 : 「NCB EZ リフォームローン」
- ②金利優遇 : 「住宅リフォーム助成事業」を利用するお客さまのリフォームローンの金利を 0.1% 引下げします。(通常のコ利優遇を含めた最大優遇幅:0.8%)
- ③適用条件 : 柳川市が実施する「住宅リフォーム助成事業」を利用してリフォームを行うお客さま
- ④取扱開始日 : 平成 29 年 11 月 1 日（水）リフォームローンお申込受付分より

以 上

本件に関するお問い合わせ先
地域振興部 今村・北島 TEL 092-476-2743
営業企画部 江熊・小林 TEL 092-476-2561